

令和8年度コンベンション開催動向調査業務 仕様書

本業務は公募型プロポーザル方式により実施する。以下の内容は本市が求める基本的な要件であり、受託者はこれらを満たした上で、自社の専門的な知見や独自のノウハウを最大限に活かした、効果的かつ効率的な調査・分析手法を提案すること。

1 調査目的

札幌市では、高い経済波及効果や都市競争力の向上に寄与するMICE（コンベンション）の誘致に積極的に取り組んでいる。

コンベンションは、開催のおよそ3～5年前から誘致に取り組む必要があり、今後とも本市が継続的に国際会議の誘致・開催につなげていくためには、ターゲットとなり得るコンベンションを事前に抽出し、中長期的な視点から戦略的に誘致活動を推進していくことが肝要である。

また、令和15年度の新MICE施設の供用開始を見据え、既存施設の規模等の制約からこれまで受入が困難であった大型案件の誘致が可能となるだけでなく、本市の受入能力が大きく向上するため、市全体として誘致件数を拡大していく必要がある。

そのためには、本市が強みを持つ学術分野やGX・AI・金融等の重点分野における潜在需要をより広範に掘り起こし、十分な誘致ターゲットを展開していくことが極めて重要である。

本業務では、今後10年間（令和11（2029）年から令和20（2038）年）で日本・札幌開催が見込まれるコンベンションを抽出し、札幌が開催都市となり得る案件を調査することで、戦略的な誘致活動の推進を図ることを目的とする。

2 重点調査分野

以下の分野を重点対象として調査を実施する。なお、学術分野については、札幌市内近郊の大学・研究機関の研究実績等をもとに、下記に記載する学術分野以外のコンベンション誘致に強みのある分野を提案することも妨げない。

- ・ 学術分野：地球惑星科学、低温科学、感染症学、獣医学・酪農学
- ・ 産業分野：健康福祉・医療、IT、クリエイティブ、食、観光
- ・ GX/AI・金融分野：SAF、水素、洋上風力関連産業、蓄電池、次世代半導体、電気及び水素運搬船、海底直流送電網、データセンター、再生可能エネルギー、AI、金融

3 業務の内容

(1) 国際会議調査

上記2を対象とし、令和11（2029）年から令和20（2038）年の間に日本開催見込みがあり、札幌が誘致候補となり得る国際会議を抽出する。

【抽出対象の条件】

- ・ 原則としてICCA（国際会議協会）またはJNTO（日本政府観光局）の選定基準に該当するもの。
- ・ 現時点では基準に満たなくても、新興のコンベンション等で、将来的に上記

基準に該当する蓋然性が高いもの。

【調査・抽出手法】

提案者は、上記の条件を満たす案件を網羅的かつ精緻に抽出・分析するため、以下の3点に対する具体的なアプローチ・調査手法を提案すること。

※提案者がより効果的と考えるアプローチ・調査手法がある場合は、その手法について提案書に具体的に記載すること。

ア 公開情報やキーパーソン、独自ネットワーク等を起点とした国際会議の抽出手法

イ 将来的に国際会議への発展が見込まれる新規・派生案件の発掘手法

ウ ア・イの手法により抽出したリストから本市のターゲット案件へ絞り込む方法

(2) 国内会議調査

国内会議の開催動向を把握するとともに、北海道での開催実績がない会議や開催頻度が低いものの、役員に北海道内の研究者が在籍している等、将来的に札幌への誘致可能性が高い国内学会を抽出する。

※効率的な抽出方法や調査項目、札幌での開催可能性を評価する独自の手法があれば提案に含めること。

ア 調査対象会議

日本学術会議協力学術研究団体及び日本医学会分科会に所属する学術団体のうち、参加者数1,000人以上、または会員数3,000人以上（300学会程度を想定）

イ 調査項目（予定）

公開情報のほか、主催者、学会事務局等への聞き取り等により、可能な限り内容把握に努めること。

項目	内容
会議名	正式名称（英語・日本語）
主催団体	名称、所在地、連絡先
開催周期	年次、隔年、4年ごとなどの傾向
学術講演会総会の開催実績※	開催年、開催都市、会場 ※過去5回分を調査すること
北海道での開催有無	開催年、開催都市
開催地の要件※	会場規模（主要会場、分科会数、展示スペースなど）、宿泊施設、会場と宿泊施設までの距離、交通アクセスなど ※直近の実績を調査すること
次回開催予定（決定または公表済みの分）	開催時期、開催地（会場未定を含む）

ウ 札幌での開催可能性の分析

札幌市の受入環境との適合性について、過去の開催実績などから、(3)の対象とする案件の基礎的な分析を行う。

(3) 重点ターゲット会議の詳細調査と「戦略カルテ」の作成

(1)及び(2)の結果を踏まえ、委託者と協議の上、誘致優先度の高い30件程度（うち、国際会議20件以上）を厳選し、以下の項目を含む「戦略カルテ（個別調査シート）」を作成する。

※戦略カルテのフォーマットや、誘致セールスに直結する追加の提案項目・バリュープロポジションの見せ方等について、独自の工夫があれば提案すること

【記載項目の想定】

公開情報のほか、主催者、国際機関・団体、海外コアPCO等への聞き取り等により、可能な限り内容把握に努めること。

項目	内容
基礎情報	正式名称（英語・日本語）会議名、周期、参加人数、日本人キーパーソン、過去の開催実績、併催イベント（バンケット・レセプション、エクスカーション、テクニカルツアー、市民向けプログラムなど）の有無
会場要件・規模	会場の数・収容人数、展示会・ポスターセッションの有無（有の場合は面積も）、附帯設備（同時通訳、控室数等）の状況
誘致要件	開催地決定周期、立候補・開催地決定スケジュール、選考における重視ポイント 等
キーパーソン	国内誘致窓口、影響力を持つ日本人研究者等の情報
開催地の適合性、開催価値	以下の観点から適合性を評価すること。 ・札幌の受入環境との適合性 ・道内関連産業・研究施設・研究分野を活かしたテクニカルツアーの提案可能性 ・市内・道内企業とのマッチング機会創出の可能性 ・札幌開催による街全体への効果及び主催者・参加者へ提供できる価値・意義 等
誘致計画	当該コンベンション誘致に向けたキーパーソンや学会事務局等への誘致スケジュール等

(4) 独自KPIの設定

独自提案項目を含む業務の進捗、達成度及び成果等を評価するため、独自のKPI

を設定すること。KPIは定量指標に限らず、客観的に判断可能な定性指標（具体的な活動目標や評価等）とすることもできる。

4 履行期間

契約締結日～令和9年3月23日（火）

- ・ 令和8年11月下旬：中間報告（3(1)及び(2)の調査結果）、詳細調査対象（30件程度）の協議・選定
- ・ 令和9年2月中旬：戦略カルテ案の提示
- ・ 令和9年3月23日：業務終了、最終報告書の提出

5 成果物

上記4の各履行期限内に作成した報告書及びデータシートを提出すること。形式はGoogle Workspaceで作成したものを基本とするが、同形式での提出が困難な場合はMicrosoft Office形式も可とする。ドキュメント（Word）、スライド（Power Point）の資料はPDFファイルも提出すること。

6 著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。著作権の譲渡に伴い、受託者は札幌市の承諾を受けずに他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

7 留意事項

- (1) 受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本調査の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。

- (2) 調査の実施にあたっては、札幌市の受託業務であることに留意し、適切な対応を心がけ、回答者に不愉快な印象を持たれないよう十分に留意すること。
- (3) 本業務成果物については、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。また、成果物の納入後、本市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。
- (4) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。本業務で再委託を行う必要がある場合は、再委託を行う理由及び再委託の範囲を明確にし、事前に委託者と協議の上、書面により委託者に申請すること。ただし、再委託を行うことが本業務の趣旨及び内容と照らし合わせ、不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (5) その他業務執行にあたっては、委託者と十分に協議し、その指示によって行うこと。業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

8 環境への配慮について

本業務では、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 本業務の履行においては、札幌市グリーン購入ガイドラインに示された判断の基準を満たすこと。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。